

議事録

会議の名称	第6回上牧町学校統合準備委員会（通学部会）会議
開催日時	令和7年2月19日 午前10時00分から
開催場所	上牧町役場 西館2階 第6会議室
出席者 （委員等）	福仲部会長、西尾委員、小倉委員、武田委員、手嶋委員、高田委員、千川委員、吉村委員（代理）
出席者 （事務局等）	教育総務課長、教育総務課長補佐
傍聴の有無	無
議事録の 作成方法	要点筆記（簡易対話形式）
会議の議事	1.開会 2.統合中学校における通学のあり方について（再検討） 3.その他（連絡事項等） 4.閉会
会議資料	・通学部会資料12：「通学方法に関する再検討」 ・通学部会資料13：「上牧中学校自転車通学規程（案）」
決定事項	なし
特記事項	なし
次回日程	未定

内容（簡易対話形式）

1. 開会

事務局 定刻により開会する。
なお、本会議は「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」第10条の規定に基づいて公開とし、会議録作成のためICレコーダーで録音していることについてご了承いただきたい。
それでは、配付資料について確認する。

（事務局が配付資料を確認）

2. 統合中学校への通学手段に関するアンケート結果について

福仲部会長 それでは案件事項の議事を進める。
まず、「通学部会資料12：通学方法に関する再検討」に関して、事務局から説明をお願いします。

（資料について事務局が説明）

福仲部会長 ただいま説明があったことに関して、まずは、自転車通学の方針について、教育委員会からの指摘等も踏まえて再度整理したいと思うが、何か意見等はないか。

高田委員 私はこの部会に最初から参加しているが、当初は通学方法を徒歩のみとする前提で検討しており、それに賛成していたが、通学経路調査や保護者アンケート調査の結果を踏まえると、近年の気候変動に伴う熱中症等の健康リスクや、夜道を歩いて帰らせることについて心配されている保護者のかたもいるので、自

転車通学を希望されるかたが自転車通学を選択できるようにしておくのは適切だと考えている。

福仲部会長 2.5 km以上の通学距離を要する生徒で、自転車通学を希望する場合は、保護者の同意のもと、申請することで自転車通学を認める制度（以下「申請制」という。）で自転車通学を許可するのは賛成ということか。

高田委員 お見込みのとおりである。

手嶋委員 2.5 km以上の通学距離となる生徒が対象ということだが、基準距離を明確にすることで、対象から外れてしまう生徒がいることについて懸念している。

福仲部会長 どこかで基準を設けないと収拾がつかなくなる。

手嶋委員 体調がすぐれないとき、例えば、歩いていくのは難しいけど、自転車なら体力的な負担が軽いので行けるという場合に、自転車通学を認められるようにする必要はないか。

福仲部会長 そのような場合は、この基準によらず個別対応していく。体調不良や怪我の場合は送迎が基本になると思うが、程度等を踏まえて相談しながら対応していくことになると思う。この点については、現時点でもそのように対応している。

小倉委員 自転車通学に関しては、基本的に賛成されているかたが多いが、通学距離が2.5 km以上ある生徒の保護者のかたでも、安全面のところで心配されていて、自転車通学を選択しない家庭も出てくると思う。ただ、夜になると道中が暗く、不審者に関する通

知もよく入っているので、その点について心配されているかたもいる。そういった保護者のかたがバスの利用を希望されている。

福仲部会長 申請制で自転車通学を認めることについてはどうか。

小倉委員 それは賛成である。ただ、子どもによって対応が変わる場合もあると思う。上の子は自転車通学できても、下の子は無理ということもあるのではないか。普段から自転車に乗り慣れているかどうかにもよる。

福仲部会長 自転車通学については、申請制でももう少し詰めないといけない部分があるが、部会の見解としては、申請制により自転車通学を認めることが適当ということでもとめさせていただく。

武田委員 前回のまま進めるという認識でよいか。

福仲部会長 お見込みのとおりである。次にバス利用に関する話をしないといけないが、何か意見等はないか。

武田委員 バス通学の可能性はあるのか。自転車通学の方針にも関わってくると思う。

事務局 可能性の有無で回答してしまうと誤解を生むのでできるだけ控えたいが、可能性がないという言い方はできない。町長交代のタイミングでもあるので、考え方を示しにくいところもある。

武田委員 資料を見ると、財政負担が大きく難しいのではないかと感じた。

事務局 バス通学の方針と言ってもさまざまである。スクール・バスと公共交通機関を使う場合でも違う。以前の調査結果において要対策地域の生徒とされた74名の生徒全員が公共交通バスを利用し、その運賃について全額を補助するとなると年間600～700万円の負担になる。これについては、財源は一般財源になる見込みである。スクール・バスの場合も、維持運営経費として年間600～700万円かかる試算であるが、こちらは交付税算入があるので負担的には公共交通バスよりも小さい。財政面だけの話で言えばこちらのほうが検討の余地はあるように思うが、ドライバー不足の問題で車両はあっても運行できないというリスクもある。

武田委員 中学校の統合の先には、小学校の統合についても検討しないといけないと思うが、小学校の統合を踏まえて考えたほうがいいか。

事務局 そういう視点があるとよりよいと思う。財政面の課題ももちろんあるが、マンパワーも含めて資源が不足している状況なので、要望どおりに通学支援をできる見通しが立っていない。特に事業費が発生するものについては、方針が決まらなると具体的な動きをとれないので、できるだけ早く決めたい。

武田委員 決めるのに時間がかかるのではないか。

事務局 通学部会は統合中学校の通学のあり方について検討する場である。バス通学についても検討していただいて、バス通学を選択肢に入れるべきとする場合に、運賃補助やバスの導入等の対応を町が行うべきという検討結果でまとめられるのであれば、提

言書もしくは要望書をまとめて町に答申していただきたい。他の市町村でも、そういったプロセスを踏んでいるケースは多くあると思う。

小倉委員 この74人の根拠は何か。通学距離2.5 km以上の生徒か。

事務局 以前の通学部会（第2回）で要対策地域について検討したが、これは通学距離ではなく、通学時間や不便性（起伏や迂回、金富・梅ヶ丘のような特殊事情を数値化したもの）をもとに選定したもので、その際の試算で、該当地区の生徒数が合計で74人だった。なお、地区は緑ヶ丘、友が丘、金富、梅ヶ丘、下牧3丁目、片岡台1丁目・2丁目である。距離については、いずれも2.5 km以上にあてはまる。このときは、コミュニティバスを用いた通学支援を考えていたが、74人に対応するキャパシティがコミュニティバスになかったため、金富・梅ヶ丘地区に限定するような提案をした。

福仲部会長 ここまでの説明を聞いていると、公共交通バスとスクール・バスの2通りが検討対象になると思うが、通学距離が2.5 km以上ある生徒が、まず雨天時や体調不良等で自転車通学が難しくなった場合に、公共交通バスを利用したいというケースが出てくると思う。事業費の面は含めずに、まずは公共交通バスの利用を認めるかどうかについて検討したい。

武田委員 事業費によるところが大きい。補助があるかないかによってバスを利用するかどうかの判断が変わってくる。

福仲部会長 通常利用を前提に考える場合はどうか。

武田委員 公共交通バスを利用することについて、制限をかけないといけない理由はあるのか。

事務局 行政の立場で制限をかける理由は特に見当たらないが、学校側で生徒指導上の問題等で何か懸念があるか。

福仲部会長 通学距離等の問題で特別な配慮が必要な地域からの通学の場合、自転車通学同様、学校側でも制限をかけるのは難しいと思う。管理上、常時利用の場合は、申請をしてもらうことになると思うが、臨時的な利用の際に申請まで求めるかどうかについては疑義が残る。スクール・バスと公共交通バスではスクール・バスのほうが実現可能性は高いのか。

事務局 公共交通バスの運賃補助をする場合とスクール・バスを導入する場合を財政的な負担だけで比較すると、スクール・バスのほうが少ないかもしれないが、スクール・バスについては、車両の調達やドライバーの確保の問題もあるので、財政面だけで判断しにくいところもある。一方、公共交通バスの場合、例えば公立高校にバスや電車で通学するケースはよくあると思うが、おそらく県でも市町村でも補助は行われていないと思う。今回は義務教育である中学校への通学に対して、補助するべきかどうかについても議論に含めていただきたい。

西尾委員 以前、電車通学とバス通学を認めていた学校に勤めていたが、その地域では小学生もバスを利用していた。その自治体では半額補助をされており、学校から定期券を配付していた。また、危険箇所の多い特殊地域については、距離に関わらずバス通学が認められていた。

福仲部会長	自転車通学はなかったのか。
西尾委員	お見込みのとおりである。バスも選択肢に入れられるのであれば入れてもらいたい。費用面については、例えば、バス乗り場単位で人数を試算してもいいのではないか。
事務局	この資料に試算を示しているが、この数字は、要対策地域の地区ごとの生徒数を最寄りのバス停に割り振り試算したものである。全員が毎日利用する場合、半額補助でも年間 300 万円以上は要する。
高田委員	スクール・バスの場合、登校時間は全員同じなので特に問題ないと思うが、帰りは部活動をしている生徒としていない生徒がいるが、帰りは 2 便出すことを想定されているのか。
事務局	資料に示しているのは、登校下校 1 便ずつの試算である。2 便にするに当たり、台数を増やしたり、下校時は 2 周するとなるとドライバーの拘束時間も延びるので、当然試算以上にかかることになる。
高田委員	スクール・バスより公共交通バスのほうが、帰りたいタイミングで帰ることができるので、利便性が高いように思う。登校はスクール・バス、下校は公共交通バスを選択できるのが望ましい。スクール・バスの時間に合わせて帰宅するとなると、バスが出発するまでの時間は何をして過ごせばいいのかと考えてしまう。
福仲部会長	スクール・バスに関しては、学校運営上非常に大きな課題がある。例えば、学級閉鎖等があった場合に、スクール・バスだと時間の融通が利かないので、生徒を帰らせることができなくなる。

また、先ほどの話であるが、バスが来るまでの間については、生徒たちに自由に過ごしてもらおうという対応で果たしていいのかというところも疑問である。待機場所などに教職員を配置することも難しい。小学校に比べると共働きの家庭も多いので、迎えに来てもらえない生徒も多数出てくると思う。

千川委員 通学については、家庭の責任と認識している。そうすると徒歩・自転車・バス・保護者の送迎などの選択肢から家庭が選択するということになるが、そのあたりのルールを決めておかないといけないと思う。

福仲部会長 保護者から通学に関する要望等が出ているなかで、どういう方針にしていこうかという議論をしているところであるが、まとめるのが難しい。選択肢が増えると自由度は高まるのはメリットであるが、例えば、スクール・バスで登校した生徒が、下校の際は時間が合わなかったので公共交通バスで帰ることを選択した場合、お金がないと利用できないが、生徒が常にお金を持っているとは限らない。スクール・バスは運賃を徴収しないと思うので、そういうことが起こりうる。また、金富・梅ヶ丘地区の問題もある。

事務局 公共交通バスの利用に当てはめると、金富・梅ヶ丘地区の最寄りには下牧南口になると思うが、そこまで行くのに相当な距離がある。上牧第二小学校に登校していることを考えれば歩けない距離ではないが、バス通学を選択しているのに、最短ルートを選択した場合の通学距離とそれほど変わらないという状況になる。

福仲部会長 現在の案にあてはめると上牧中学校区の生徒は徒歩通学にな

るが、服部台地区の生徒だと、下牧南口のバス停までの距離が非常に近い場合もあるので、バス通学したいという話になりそうな気がする。

事務局 自転車通学も同じだが、基準の境界付近の生徒への対応としては、明確に線を引いているのが現状の案である。

福仲部会長 葛城市は電車通学を指定している地域があるが、補助がないので、現在、自転車通学の要望があがってきていると聞いている。

西尾委員 広陵町は自転車通学が非常に多い。自転車道が多いので自転車が通行しやすいところが多い。

武田委員 事故はなかったのか。

西尾委員 勤務している間は、幸い大きな事故はなかったが、小さな事故は数件あった。

福仲部会長 大和高田市で勤務していた5年間では、1件もなかった。交通安全学習もしていたし、その効果もあったのかもしれない。いかなる対策を講じたとしても、事故の可能性をゼロにすることはできないが、普段の日常生活で自転車を利用している生徒が自転車通学を選択されると思うので、これまでの経験から、生徒への指導や学習機会の確保を通じて、意識を高めることによって、確率を下げることはできるのではないかと考えている。

手嶋委員 上牧町では、中学校の交通安全学習は行っていないのではないかと。

吉村委員（代理） 中学校は少ない。幼稚園・小学校はよく行われているが。

西尾委員 広陵町では中学校もやっていた。

福仲部会長 大和高田市も中学校で行われていた。別のところで上牧町はコロナ以降、小学校も実施されていないという話を聞いた。

福仲部会長 ここまで議論してきたなかで、自転車通学に関してはまとめられたと思うが、バス通学については、事業費の面や利便性の面で議論が進んでいかない状況である。また、金富・梅ヶ丘地区の生徒のバス利用の場合、最寄りのバス停がかなり遠い。その課題への対応をしようと思うと小さいバスで近くまで行かないといけないが、それも現実的ではない。

事務局 金富・梅ヶ丘地区に限定した対応となると、登校に関しては、コミュニティバスの調整というのが検討できるのではないかと考えている。ただし、下校に関しては、通常のコミュニティバスのダイヤに合わせて利用してもらうことになるが、以前の部会ではそのような提案をさせていただいたところである。

武田委員 中学校の部活の時間は部活によってバラバラなのか。

福仲部会長 一応、最終下校時間は定めているので、下校のバスを出す場合は、その時間に合わせることになるのではないかと思う。もう1便は終わりの会のあとになる。最終下校時間は季節によって変わる（夏季18時30分、冬季17時00分）。かなり間隔があるので、バス待ちになる生徒は必ず出てくると思う。

武田委員 スクール・バスの運転手は専属なのか。

事務局 運転業務委託を想定していて、ルートと時間、日数を決めて、それに合わせて年間で契約する。

千川委員 行政の都合で統合するということを考えると、児童生徒の安全を守るために、行政としてスクール・バス等の手配をする努力はすべきだと思う。それがどうしても無理だということであれば、自転車通学の議論になるのではないかと。道路の整備等もあるので大変だと思うが。議論を差し戻すつもりはないが、自転車通学に関するこれまでの議論は含みつつ、最も適切な通学方針は何かというところを協議・検討していく必要があるのではないかと。と思う。

福仲部会長 自転車通学については、多くの保護者からの賛成があり、ある程度の校区の広さを持つ学校では、一般的に取り入れられている方法なので、通学負担の軽減を図る選択肢として考えられる方法ではないかということで検討してきた。バスについては、町で検討してもらおうということにしていたので、検討は止まっている状況である。

武田委員 バスは不確定要素があるなかで、決められないのでストップしていると認識している。スクール・バスや公共交通バスがあるなかで、メリットとデメリットを整理して、実現可能な望ましい対応を検討していく必要があると考える。

福仲部会長 町として何ができるのか示してほしいというところと、部会から通学のあり方を検討してあげてほしいというところで議論が停滞しているように感じる。

事務局

先ほど議論のなかでも出ていた、児童生徒の安全のためにスクール・バスを確保する必要があるとか、あるいは、保護者の意見にもあった、公共交通バスの利用を認めるべきという話とあわせて、地域の違いで経済的な負担の差が出るのが好ましくないので補助を出すべきとか、そういった議論を部会でしていただけたらと考えている。もちろん、実現可能なものばかりではないと思うので、ある程度は現実的な内容でまとめていただきたいが、方針について結論まで出すということではなく、通学あり方についての検討結果をまとめてほしいということである。検討に当たっては、児童生徒の目線も当然必要であるが、一方で、委員の皆さまは、住民・町民という立場でもあるので、税金を使って行う通学支援として適切な範囲という点も留意いただきたいながらご検討いただきたい。

福仲部会長

自転車通学については、申請制で認めていく。自己負担での臨時的な公共交通バスについても認めていく。この2点はまとまったと思う。常時バスの利用を希望する生徒への対応としてスクール・バスがいいのか公共交通バスがいいのか、それとも抱き合わせかというところの議論になっている。部会で考えるのに当たって、町ができることというのが不明なので決めにくさがあるというところではあるが、事務局からは方向性を部会でまとめてもらいたいということである。

事務局

先ほどの議論のなかであった、学級閉鎖等における臨時的な対応など、学校運営上の課題に対応するのは、スクール・バスの場合、非常に難しいように感じる。急に家に帰さないといけなくなった場合に、運転手がいらないということは起こりうるというところと、便数の確保も現実的に可能かどうか疑問である。一方で、路線バスであれば、便数の問題や臨時的に下校への対応は可

能であると思われる。公共交通バスの利用にはお金がかかるが、その経済的負担については、自己負担でいいというまとめであれば、町としては特に財政負担がないので、通常の流れて承認を得るだけという話であるが、補助を出すべきという見解でまとめられるのであれば、町としても検討しないといけないので、提言書や要望書をまとめていただきたいということである。

小倉委員 公共交通バスを利用する場合、学割があったとしても資料に記載されているくらいの負担（年間約 90,000 円）は発生すると思われる。そのときに、そのくらいの費用は出すという保護者と出せないという保護者がいると思うので、それは子どもたちがかわいそうという話が出ている。せめて半額でも補助があればと思う。

事務局 小さい町なので、現場を離れたところでは、バス通学の必要性やその費用負担について、認識が違うところもあるので、部会で検討した結果、そういった部分でも対応が必要とまとめられるのであれば、答申をあげていただきたい。例えば、部会として、「バスに乗りたいという人には乗れるようにしてあげたほうがいいと思うけど、国の基準の範囲内で歩ける距離なので、自己負担が適当ではないか」ということであれば、補助の検討はしないが、小倉委員のお話で意見をまとめる場合は、そういった附帯意見を添えた答申書と提言書を町・教育委員会に提出していただいた上で、補助の検討をするということになる。

高田委員 各家庭のレベルでも認識が違うと思う。私の場合は、子どもが男の子で、自転車にも乗り慣れているので、基本は自転車で通学し、雨が降ったらバスで通学というかたちになるのではないかと思うが、常時バスで通学したいという要望はどれくらいある

のか。

事務局 正確な数字は把握できていないが、共有させていただいたアンケート調査では相当数要望があがっている。地区についても上牧第二中学校区というところまでしか把握はできていないが、桜ヶ丘地区の保護者のかたでも、一部バス通学の要望を寄せられているのではないかと推測している。桜ヶ丘地区は上牧中学校周辺のバス停に直接つながるルートがないので、公共交通バスは利用しにくいだろうと思う。その地区のかたはスクール・バスを希望されているのかもしれないが。

手嶋委員 バスは待ち時間があるので、結局自転車や徒歩のほうが早いという判断もあると思う。

事務局 ここでの検討を聞いているだけでも、いろんな考え方のかたがいるので、できるだけ多くの選択肢があるほうが望ましいのだろうと感じている。

福仲部会長 「公共交通バスを常時利用して登下校することについては認める。ただし、補助については、住民の要望等を踏まえて、可能な範囲で対応をお願いします。臨時的な利用については、把握が難しいので自己負担が適当とする。」このようなまとめかたでよいのか。

(異議なし)

福仲部会長 「スクール・バスについては、令和8年4月の開校に合わせた導入や学校運営上の課題への対応が難しいと思われるが、導入については鋭意検討をお願いしたい。」このようなまとめかたで

よいか。

事務局 バス通学の話からは少し離れるが、自転車の購入補助についても要望が出ている。バス通学ほどの件数ではないが、その対応については、部会としてどのようにお考えか。

高田委員 自転車は通学のためだけのものではないので、そこまで町に負担を求めるのは酷なのではないか。

千川委員 町でヘルメットの購入補助をされているので、それである程度の経済的な負担の軽減にはなるのではないか。情報が行き届くようにだけお願いしたい。

事務局 今後の流れとしては、部会でまとめた内容を、学校統合準備委員会（全体会）で諮ったのち、学校統合準備委員会として、答申書・提言書を作成し、町・教育委員会にあげていくことになるので、部会のほうでもその内容についてご確認いただくことになると思う。あまり時間的猶予のない中で進めていくことになるので、短いスパンで部会も開催することになると思うが、ご協力をお願いしたい。

福仲部会長 ヘルメットの購入補助については、自転車通学の申請のタイミングでお知らせできるようにできればと思う。

事務局 もしチラシなどがあれば、学校経由で配付していただくようにすれば、保護者の目にもとまりやすいのかと思っている。

福仲部会長 そのあたりについても、今後考えていけたらと思う。それでは次の、「通学部会資料 13：上牧中学校自転車通学規程（案）」に

関して、事務局から説明をお願いします。

(資料について事務局が説明)

福仲部会長 ただいま説明があったことに関して、何か意見等はないか。

武田委員 第3条の(3)に「定められた通学路を通行すること」とあるが、通学路は設定するのか。

福仲部会長 通学路は設定する。

武田委員 個別に設定するのか。

福仲部会長 個別には設定しない。自転車用の通学路としては、基本的に滝川沿いの自転車優先道路のみになると思われる。それ以外の部分については、安全かつ最短のルートを選択して通学することとしている。

武田委員 北部から来る人で自転車を利用している人はだいたい下牧高田線を通行されているので、そこを通るのではないか。

福仲部会長 滝川沿いの自転車優先道路を通学路で指定するので、その点については問題ない。

武田委員 下牧高田線のほうが早い。

福仲部会長 その場合、安全面の確保が課題になる。前回の部会で歩道に標識があれば自転車も歩道を通行できるという話だったと記憶しているが、その点についてはいかがか。

吉村委員（代理） 通行が禁止されていなければ、通行してはいけないとは言えない。自転車の通行が禁止されている道路は上牧町の管内にはなかったと思う。

千川委員 文面を見たが、誰に対するものかはっきりしない。ルールや具体例が混在している。例えば自動車であれば道路運送車両法で日常点検が義務づけられているが、自転車は努力義務である。タイヤやブレーキの点検については、法律上明記されているものなので、こういった内容は省いてもいいのではないか。

武田委員 第3条の(10)の「学校が指定する危険箇所」というのは、指定されているのか。

事務局 これから部会のほうで現地調査をしていただいて、指定していきたいと考えている。

吉村委員（代理） 第3条の(1)の「反射タスキ」については「反射材等」としたほうがいい。

小倉委員 通学時はカバンを背負っていると思うが、タスキは見えなくなるのではないか。

西尾委員 カバンの一部において、光を反射する素材が使われている。

吉村委員（代理） 第3条の(7)の「朝夕の運転時はライトを点灯して走行すること」については、明るいときにライトを点ける必要がないので、この表現も再考されてはどうか。薄暮時などになると思うが。

武田委員 第4条に違反した場合に一定期間自転車通学を停止するとあるが、学校としてできるか。

福仲部会長 原則徒歩としているので、停止しても問題はないと思うが、強制力があるかどうかは別問題である。許可を取り消すことはできるかもしれないが。

小倉委員 第2条の前後かごと後部荷台というのは必要なのか。

福仲部会長 自転車通学を認めている学校では、このように定めているところが多い。また、片側支持だと不安定なので、両脚スタンドのものとしているのもよくある。

事務局 安全面を考慮して通学にふさわしい自転車を利用してほしいということ。

小倉委員 目的等説明の文言を補足したほうがいいのではないか。

西尾委員 あまり細かく書きすぎると「書いてないから」という理由で、不適切な利用を助長してしまう恐れがある。

吉村委員（代理） 第3条の（4）も再考されたほうがいように思う。表現も漠然としている。

事務局 生徒にわかりやすい表現のほうがいいのかと思って、このような表現にしたが再考する。

福仲部会長 第3条の（2）、（4）、（5）、（6）、（10）については「交通ルール

の遵守」でまとめられるという意見と、整備についても、法律で定められている内容があるので、省略してもいいのではないかと意見である。

吉村委員（代理） 第3条の（12）の「他人の自転車を乗らないこと」というのは、保険の関係か。

事務局 お見込みのとおりである。モラルの問題もある。

福仲部会長 鑑札の兼ね合いもある。自転車に鑑札を付けることとすれば、この文言も省けるのではないか。鍵の管理等については、少し内容的に足りないように思う。また、申請書や申請時の必要書類等をどのようなものにするかによって規定の内容も変わってくるところもあるので、作成したほうが良いと思う。

事務局 作成するつもりでいる。

福仲部会長 学校としてどこまで書いておくのがいいのかというところについても考えたい。

事務局 この規程は学校で管理運用していただくものであり、また生徒指導に関わる内容も多いので、一度学校内で検討していただけるとありがたい。

福仲部会長 承知した。

事務局 そもそもなぜこのように細かい内容を羅列するようなものになっているかというところ、教育委員会会議において、明確なルールが定められていないというようなご意見をいただいているので、そ

れ相応の内容を網羅したものを求められているように感じている。それを踏まえて、一般的に記載されているものについては、できるだけ反映しようとした結果である。行政文書としては、無駄な文章は省くべきなので、指摘いただいている部分について理解している。

福仲部会長 委員の皆さまの意見を踏まえ、学校と事務局で再度検討する。

事務局 スケジュール感としては、次年度の最初に開催される全体会で、通学方針に関して諮るべきものについては、上程できるように、部会のほうでも検討を進めていきたい。その後の教育委員会で承認を得ることができれば、その後に保護者説明会を開催できるのではないかと考えている。

4. その他（連絡事項等）

福仲部会長 それでは、委員又は事務局から何か連絡事項等はあるか。

武田委員 資料のなかにある「健全育成の観点」というところで、「徒歩で体力をつけることも必要」というのは本音で言われていることなのか。

事務局 児童生徒の体力低下が懸念されているなかで、通学での徒歩を通じて体力を養われる要素もあるので、その機会を減らすことで、さらに体力低下につながってしまうのではないかという心配をされていた。

武田委員 通学の徒歩で体力がつくとは思えない。

小倉委員 これについては、保護者のなかでも物議を醸していた。体力を消耗するだけだと思う。

福仲部会長 我々部会としては、熱中症などの健康リスクへの対策・配慮を重視したいと考えているということを伝えていただきたい。

事務局 承知した。今後、通学方針をまとめていくに当たって、通学路の指定（案）について、具体的に進めていただきたい。また、安全対策についての検討もしていかないといけない。内容によっては予算に関わるので、これも急ぎたい。危険箇所の指定についても並行して進めていきたい。現地調査をすることになる。それと明確なルール整備というところで、先ほど検討協議いただいた規程については、案をブラッシュアップして、次回の部会で再度検討していただけるようにしたい。その他、交通安全教育等の実施についても検討できればと考えている。

福仲部会長 ほかに意見等はないか。

（意見等なし）

福仲部会長 それでは、本日の案件事項は以上となるため、事務局に進行を移したいと思う。

5. 閉会

事務局 以上をもって第6回上牧町学校統合準備委員会（通学部会）会議を閉会する。

以上